

(別添1)

現行の支給申請書を使用する場合の「長期・頻回」の記載について

記載方法は、「継続月数」の場合

「摘要欄」に該当となる「(番号) 負傷名」と1月当たり10回以上の
施術が継続している月数(5カ月以上連続の場合は、治癒、中止、転医
するまで継続記載)を記載となっています。

以上から継続月数の記載について

1月10回以上の施術	1か月目	〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数1月
	2か月目	〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数2月
	5か月目	〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数5月
逡減開始	6か月目	〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数6月
施術回数が10回未満	7か月目	〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数7月
でも逡減対象		
治癒	9か月目	〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数9月

※逡減について

継続月数(10回以上)が6カ月以上連続の場合は、治癒、中止、転医するまで
施術回数が10回未満でも0.5の逡減は継続されますのでご注意ください。